

「指定ごみ袋」が入手困難な場合

「指定ごみ袋」以外でもごみが出せます

十和田地域広域事務組合の指定ごみ袋については、例年並みの数量が供給される見込みですが、昨今の中東情勢の影響による不安の高まりから需要が一時的に高まり、一部の小売店において在庫が不足している状況が発生しております。

こうしたことから、組合としましては、住民生活への影響を抑えることを最優先に考え、臨時的な措置を実施することといたしました。

市民の皆様には、引き続き、指定ごみ袋の過度なご購入はお控えいただくとともに、以下の対応をお願いいたします。

期間 令和8年5月19日(火)から当面の間
(※指定ごみ袋の安定供給が確認されるまで)

対象 燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ

■基本は「指定ごみ袋」をご使用ください。

■「指定ごみ袋」が入手困難な場合は、次の袋でもごみを出せます。

○使用できるごみ袋



- 無色で透明または半透明(中身が確認できること)
- サイズは 15 リットル以上(指定ごみ袋と同程度の物)
- 形状や素材は指定なし
- 袋に「燃えるごみ」などの記入は不要

×使用できないごみ袋



- ×中身が確認できない黒色など色付きの袋
- ×透明や半透明でも色付きの袋
- ×コンビニ袋、レジ袋、肥料袋、紙袋
- ×指定ごみ袋を違う種類のごみ袋として使わない
- ×他自治体の指定ごみ袋

※家庭ごみの収集日程や分別方法は、これまでどおり変更はございません。

【問い合わせ】

十和田地域広域事務組合 事務局 業務係

TEL 0176-28-2654